

令和4年5月31日

三 田 市 長 様

三田市オンブズパーソン 中川 丈久

令和4年2月28日付で

申立てのありました意見等の

}

通知しました発意に基づく

調査結果につきまして、三田市オ

ンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立ての趣旨	聴覚障害2級の申立人が、日常生活用具「屋内信号装置」の給付申請をしようとしたところ、給付要件として、聴覚障害2級であることに加え、「障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯」であることという要件（以下「世帯要件」という。）が必要となる旨の説明を受けた。障害者の自立のため、当該給付要件を見直すべきである。
調 査 の 結 果	<p>1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。</p> <p>(1) 申立人は、本件の申立て理由として、次の点を意見等申立書に記載している。</p> <p>市からの回答は、「手帳要件には該当するが、世帯要件で聴覚障害者世帯に準ずる世帯と判別できないため、対象にならない。」ということである。日常生活用具とは、障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるものを必要とする障害者、障害児、難病患者等に給付する制度であるという事業概要が厚労省から説明表記されている。市の回答は、聞こえる同居人ありきの生活を強いることを「自立」とみなす見解であると捉える。これは、聞こえない者が一人在宅であっても、来訪時に適宜対応し、近隣火災等の緊急時にも周囲からの知らせに呼応し非難を行うという「自立」を阻害するものに他ならない。四六時中、聞こえる者が在宅しているわけではない。</p> <p>また、対象条件である、1、2級の障害者のみの世帯であっても、聞こえる家族と在宅することも多々ある。その場合でも一方は認めない、もう一方は認めることが公平かどうか。重要なのは聞こえる者の有無ではなく、どんな時でも聴覚障害者本人が自ら対応できる「自立」した生</p>

活を送ることであり、このことから制度本来の目的を踏まえ、給付要件を改善すべきである。

(2) さらに、(1)に掲げる事項をもとに、申立人との面談で聴取した本件申立ての趣意を補足すると次のとおりである。

ア 以前一人で暮らしていた際は、インターホンが鳴った時に知らせてくれる日常生活用具である屋内信号装置を使って暮らしていた。その後結婚して、引っ越しをきっかけに、機器も古くなったので三田市に屋内信号装置の給付申請をしようとしたが、給付にあたり、健常者の家族と同居しているため世帯要件を満たさないと説明を受け、申請ができなかった。聴覚障害者は健常者の家族に頼って暮らしてくださいと言われていたような思いを持った。いつでもどこでも自分一人で自立して生活ができるためには、日常生活用具が認められるべきではないか。

イ また、日常生活用具の火災警報器も屋内信号装置と同様の給付要件ということを知り、そちらも重大な問題ではないかと考えている。聴覚障害者はいつも家族といるわけではなく、一人である場合もある。もし一人でいたときに火事が起きた場合は生命に関わる。

ウ 加えて、給付にあたっての要件は、聴覚障害者が健常者と同居している場合、1週間の間に一定期間以上一人で在宅しなければならない等の説明が市からあったが、聴覚障害者が専業主婦の場合は日常生活用具の給付が認められると周囲から聞いている。

エ 市の財政事情もあると思うが、国が定める障害者差別解消法等に基づいて、障害者の自立のために、三田市も全ての人にやさしいまちとして、定期的な見直しを行政として考えて進めてほしい。

2 1に掲げる申立人の主張に対し障害福祉課に事情聴取し、確認したところは、次のとおりである。

(1) 三田市重度障害者等日常生活用具給付事業の概要について

ア 三田市重度障害者等日常生活用具給付事業（以下「本件事業」という。）は、市内に居住する重度障害者等が日常生活で必要とする用具について、市が給付する制度である。三田市においても、平成18年に導入され、現在に至る。

イ 本件事業の実施要領は、三田市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（以下「本件要綱」という。）に定められている。重度障害者である市民は、本件要綱に基づく申請をし、給付要件を満たす場合に、

給付決定がなされる。

(2) 世帯要件について

ア 本件要綱は、特定の日常生活用具については、給付要件として、重度障害者（手帳保持者）であることに加え、世帯要件を付加している。

イ 世帯要件は、健常者が世帯内にいる場合にはその手助けが得られることに鑑みて、日常生活用具のうち一定のものについては、給付の対象外とする趣旨で設けられている。

ウ 三田市では、共生を施策の重要な方針としており、その観点から、世帯要件の見直し（一部廃止・緩和）を進めてきている。

エ 現時点では、申立人が申請を考えている「屋内信号装置」が世帯要件のかかる物品の一例である。

(3) 屋内信号装置について

申立人が給付申請を検討している「屋内信号装置」とは、インターホンや電話等が鳴ったことを、聴覚障害者に知らせるために、光を発する装置である。一定程度の音すべてに反応するタイプの製品もあれば、電話、インターホン、火災警報器等に個別に連動して、その音だけに反応するタイプの製品もある。申請者は、そのいずれかを選んで、本件要綱に基づいて上限額の範囲で給付申請をすることとなる。

(4) 屋内信号装置に世帯要件を付加している理由

屋内信号装置は一台 87,400 円で他の製品に比べて高額であるため、これを真に必要とする方にのみ給付対象としたいと考えている。また、近隣の他市町との差がないことも重要であると考えており、世帯要件は近隣の多くの他市町でも付加されている。

3 市の機関から事情を聴取し、確認した点も含め検討した結果、オンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。

(1) はじめに

ア 本件要綱が定める世帯要件が、合理的な要件といえるかどうか（少なくとも屋内信号装置について）が、本申立てで検討すべき問題である。

イ 障害福祉課によれば、世帯要件が付加された根拠は、①本件要綱に基づく給付は、是非とも必要な方や製品に限って対象としたいという基本的な考えがあること②近隣市町とのバランスの2点にあると考えられる。以下ではまず、この2点について検討する（(2)及び(3)）。

ウ 次に、給付制度は、財政面の裏打ちがあってはじめて可能であることから、世帯要件が、市の財政上是非とも必要なものであるかについて

ても、オンブズパーソンから担当課に求めて提出された資料に基づいて、検討する（(4)）。

(2) 重度障害者への給付制度としての合理性について

ア 本件の最大のポイントは、重度障害者への給付制度を世帯内に健常者がいるかどうかによって差を付けることが、社会福祉行政の在り方として適切かどうかである。本件要綱の世帯要件は、健常者が同居する世帯について、その手助けが得られるからその手助けが負担のかからないものである限り、健常者のいない世帯よりも給付が少なくてもよいとする考え方にたっている。しかし、この考え方に合理性はない。

イ 第1に、障害により自立した生活が困難であることは、障害がある人にとって何よりも苦痛である。自分のことを自分一人ですること、たとえ家族であっても、できるだけ他者の助けを得ずに、自力で日々の生活を過ごすことは、人にとって切実な願いである。三田市が目指す、障害のある人もない人も「共に生き、互いを尊重し、応援し合える社会」という「共生」の理念は、誰であっても自分のことは自分で行えるという生活上の前提があってはじめて、可能になるものと考えられる。

ウ 第2に、この観点からすると、障害者への給付制度は、障害者が自立して生活するための本人への給付なのであって、世帯単位のものではないはずである。したがって、世帯要件のように、家族のあり方や男女の働き方によって、給付の有無が左右されることは、障害者への給付制度としては合理的な姿とはいえない。本件要綱においては、重度障害者である申請者が、単身世帯であったり、専業主婦であったりすると、世帯要件を充足するのに対し、申請者が働き手であると、一人で自宅にいる時間が少ないという理由で給付対象から外れてしまうことが容易に見て取れる。しかし、障害者が自立して生活できるべきだという理念からすると、このような観点から、給付の有無が決められるべきではない。

エ 第3に、障害者の生命身体安全という観点からすると、たとえ家族に健常者がいても、24時間在宅しているわけではない。週に一定時間以上、一人でいる時間があるか否かという問題ではない。

オ 第4に、現在は、障害者向けの様々な製品が開発されている。上記の切実な願いをかなえることは、製品開発の進展により、ある程度可

能になっている。

カ 以上から、障害者の日常生活用具の給付制度を設けるにあたって、障害者であるという要件以外に、世帯要件を課すことについては、上記の観点にたってもなお、その必要性を説明できるときに限られるべきである。

キ 本件で問題になった屋内信号装置は、インターホンや電話、火災警報器等、何等かの音が鳴っていることを重度聴覚障害者に知らせる装置である。火災警報器は常に、生命にかかわるものである。また、電話やインターホンも安否確認の連絡等の重要な情報が含まれることもある。そのため、単に日常生活用具の種類によって、世帯要件の要否を合理的に区別できるものでもない。

(3) 近隣市町とのバランスからみた合理性について

ア 地方公共団体は、制度を作るときに、近隣市町（とくに同等の財政、人口規模の自治体）とのバランスを考慮するのが常であり、本件要綱も、近隣市町と同様に世帯要件を付加している。

イ しかし、地方自治の本旨（憲法第92条）は、個々の自治体が住民の声を反映して多彩に行政活動を展開することを求めているのであって、施策の横並びを推奨しているわけではない。また、実際のところ、自治体間の施策の違いは、決して珍しい話ではない。本件のような給付制度でも、兵庫県内では、世帯要件を付加していない自治体もある。

(4) 市の財政負担への影響について

ア 給付制度は、予算が措置できてのことであるから、それができないような事情があるならば、その点は考慮しなくてはならない。市の財政に尋常ならざる負担が生じ、当該施策を含む諸施策に悪影響が及ぶのであれば、その限りで、健常者のいる家庭には相応の負担をお願いするということもやむを得ない。

イ そこで、財政負担の影響について検討してみると、日常生活用具給付事業費の令和2年度の当初予算 20,710 千円に対し、同年決算額は約 17,156 千円で、仮に屋内信号装置の世帯要件を撤廃すると、約 787 千円の財政負担の増加を障害福祉課は見込んでいる。加えて、三田市の一般会計当初予算約 393 億円からすると、屋内信号装置の世帯要件を撤廃することによる財政負担の増加はほとんど無いといってよい。

	<p>(5) 結論</p> <p>ア 以上から、少なくとも屋内信号装置は、重度聴覚障害者が申請する限り、すべからく給付の対象とするべきであり、本件要綱が、世帯要件を課している点には、これを合理的であると説明するだけの根拠が認められないと考える。</p> <p>イ そこで、本件要綱のうち、「障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯」について、少なくとも屋内信号装置については、その廃止を検討するべきであると意見を表明する。</p>
備 考	